

建築工事等の設計単価に、法定福利費に相当する補正を行うこととしました。

### 1 対象工事

建築工事(関連する専門工事を含む)、電気設備工事及び機械設備工事を対象とする。

### 2 設計単価の決定方法

#### 1) 市場単価による場合

当面の間、法定福利費に相当する額を補正した単価とする。

#### 2) 標準歩掛等による複合単価による場合

当面の間、法定福利費に相当する額を補正した単価とする。

(歩掛の「その他」の率の上限値を採用した単価)

#### 3) 物価資料等の刊行物の掲載価格による場合

物価資料に掲載されている実勢価格の平均値を採用する。

#### 4) 専門工事業者の見積価格等による場合

法定福利費及び諸経費を含むことを明確に記載した見積書を徴取する。

### 3 適用日

平成25年11月21日以降に起工するものに適用する。

このページの間合せ先  
長崎市建築課  
電話 829-1186